



令和3年度



すばらしいみやぎを創る 花壇づくり助成事業

美しい花々は環境の美化にとどまらず、見る人に安らぎを与え、人々の心を豊かにすることによって、明るく住みよい地域社会づくりに大きく役立っています。このため、花づくりや緑の育成を奨励することにより、活力ある個性的で心豊かな地域社会の形成を目指し、美しい生活環境を創る県民運動を推進する活動を通して、地域に密着し、環境に配慮した取組を推進するため、すばらしいみやぎを創る協議会（以下「県協議会」という）が、地域で花壇づくりを行っている県民活動の支援として「すばらしいみやぎを創る花壇づくり助成事業」を実施するものです。

4つの運動の柱	助成対象事業の例示
安全で安心なまちを創る運動	○地域で苗の植栽（花壇づくり、プランター・鉢植え）を行い、定期的にお手入れをしながら、近隣の子ども達や高齢者等の見守り活動を行う。
心の通い合う地域を創る運動	○住民と子供会等が連携し、幅広い年齢の交流の場として花壇づくりを行う。
美しい生活環境を創る運動	○住民や行政等と連携し、花の種子や苗の植栽（花壇づくり、プランター・鉢植え）を行う。
地域文化を大切にする運動	○花壇づくりや草木を育てながら地域に自生する植物などを通して世代間交流を図る。

○活動の一例

- ・道路沿いの花壇が荒れているので、整備することによって地域の防犯に寄与し、安心安全なまちにしたい
- ・地域の子ども達と公民館の花壇に花を植え、交流を深めたい
- ・地区の公園の花壇の手入れをし、近隣の美しい生活環境を維持したい

○対象となる事業及び助成対象者・対象となる事業

県協議会が令和3年度運動推進の基本方針として掲げる「4つの運動の柱」のいずれかの運動の趣旨を満たす事業であること。

《4つの運動の柱》

- ①安全で安心なまちを創る運動 ②心の通い合う地域を創る運動
- ③美しい生活環境を創る運動 ④地域文化を大切にする運動

・助成対象者

- (1) 地域の公有地（学校内を除く）に花壇を作ろうとする本協議会の構成員である市町村協議会及びその他の非営利団体
- (2) 本協議会の構成員及び市町村協議会に属する町内会、老人クラブ、子供会等その他の団体
- (3) その他会長が認める団体

○助成内容

- (1) 応募は1団体あたり1事業で助成上限額は3万円以内です。
- (2) 助成費用は下記を参考にしてください。

対象経費	備考
・花の植栽に必要な花の種子、花苗、苗木等	・芝、野菜、本木類は対象外
・花壇の植栽に必要な資料、土等	
・花壇新設時の資材費等	・他に流用できる物の購入は不可 ・人件費、植栽費、工具類、送料等 は対象外

○助成対象期間

助成の決定後から令和3年12月20日までに実施する活動が対象となります。

○選考

県協議会は、応募申請書類を厳正に審査し、助成金の交付を決定した団体に対し、助成を決定し通知します。

○応募方法

助成を希望する団体は必要書類を県協議会事務局に提出（郵送又は持参）してください。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）

○応募締切

応募期間は、令和3年7月12日（月）までです。また、郵送による応募の場合、令和3年7月12日（月）必着となります。

なお、応募申請書等は、返却しませんので、御承知ください。

○応募先

すばらしいみやぎを創る協議会
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
宮城県環境生活部共同参画社会推進課内
TEL 022-211-2576 FAX 022-211-2392